



2022年11月15日

各 位

会 社 名 Green Earth Institute 株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 伊 原 智 人
(コード番号：9212 東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 浦 田 隆 治
(TEL 03-5315-0531)

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2022年12月23日開催の第12期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

現在時点の事業活動において慣用的に使用する半角表記に登記上の表記を統一するものであります。

(2) 商号の変更 (英文表記)

新商号：Green Earth Institute 株式会社

(Green Earth Institute Co., Ltd.)

旧商号：Green Earth Institute 株式会社

(Green Earth Institute Co., Ltd.)

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、ならびに商号の変更、および本社の移転に伴う本店の所在地変更のため、当社の定款につき、次のとおり変更その他様式等の修正を行うことの承認を得ようとするものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを



削除するものであります。

- ④ 上記の新設、削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ⑤ 本社の移転に伴い、本店の所在地を東京都文京区から新宿区へ変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>Green Earth Institute</u>株式会社と称し、英文では<u>Green Earth Institute Co., Ltd.</u>と称する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>Green Earth Institute</u> 株式会社と称し、英文では<u>Green Earth Institute Co., Ltd.</u>と称する。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>附則 1 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行</p>



	<p>目」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年12月23日

定款変更の効力発生日 2022年12月23日

注 本変更は、2022年12月23日開催予定の第12期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることが条件となります。

以上